

SAGA ものすごフェスタ 11 デザイン PR ブース企画・運營業務委託
企画コンペ実施要領

令和 7 年 5 月 7 日
佐賀県産業労働部
産業政策課

1 目的

県内事業者においては、デザインの役割や効果に関する理解は十分に浸透しておらず、多くの業界でデザインを活用する余地がある。また、企業の課題解決や価値向上に寄与している県内のデザイナーの存在を事業者にもっと認知してもらう必要がある。

こうしたことから、今回「デザイン」に着目し、その役割や具体的なプロセス、活用効果を県内事業者に広く紹介し、県内デザイナーの認知度を向上させるとともに、県内の事業者にはデザインの重要性を認識させ、県内デザイナーの利用促進を図るために、県内有数の集客を誇る「ものすごフェスタ」においてデザインを紹介するブースを開設する。

デザインについての啓蒙活動を行うとともに、県内デザイナーの広報活動を行うことを目的に、効果的に本事業を行うため、下記のとおり企画コンペを実施する。

2 委託業務の概要

業務名：SAGA ものすごフェスタ 11 デザイン PR ブース企画・運營業務委託

内容：別添 1「業務委託仕様書」のとおり

契約上限額：別添 1「業務委託仕様書」のとおり

3 参加要件

〈単独事業者の場合〉

本企画コンペに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県内法人（県内に本店又は主たる事務所を有する者）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きが開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日以前 6 ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委任等契約に係る入札参加一次停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

〈複数事業者による共同事業体（JV）の場合〉

- （1）代表者（幹事者）又は代表となる団体等を必ず定めること。
- （2）すべての構成員は、本条〈単独事業者の場合〉の（1）～（6）を満たすこと。
- （3）すべての構成員は、他の共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

4 募集方法

佐賀県のホームページに当該業務の企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

5 本企画コンペのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について書類審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

（1）スケジュール

公募開始	5月7日（水）
質問書受付締切	5月13日（火）
質問回答	5月16日（金）
企画コンペ参加申込締切	5月20日（火）
参加資格通知書送付	5月23日（金）
企画提案書等提出締切	5月28日（水）
審査会	5月30日（金）午前予定
契約候補者決定	6月3日（火）予定

（2）質問の受付及び回答

本企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪、口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 受付期間 令和7年5月7日（水）～ 5月13日（火）17時まで（必着）
- ③ 提出先 佐賀県産業労働部産業政策課（担当：関口、西岡）

住所：840-8570 佐賀市城内 1－1－5 9

Mail：sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp

提出方法：電子メール、郵送又は持参

・電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。（[TEL:0952-25-7182](tel:0952-25-7182)）

・電子メールの表題は「質問書（質問者名）：SAGA ものすごフェスタ 11 デザイン PR ブース企画・運営業務委託」とすること。

④ 回 答 令和 7 年 5 月 16 日（金）までに質問者に対し、電子メールにより回答。
また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

（3） 本企画コンペへの参加申込

① 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第 2-1 号又は 2-2 号） 1 部

イ 共同事業体協定書（様式第 2-3 号） 1 部 ※共同企業体の場合のみ

ウ 誓約書（様式第 3 号） 1 部

エ 実績書（様式第 4 号） 1 部

② 受付期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 5 月 20 日（火）17 時まで（必着）

・期限までに必要書類の提出がなかった場合、本企画コンペへの参加は認めない。

③ 提出先 上記（2）の③に同じ

④ 提出方法 電子メール、郵送又は持参

・電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。（[TEL:0952-25-7182](tel:0952-25-7182)）

・電子メールの表題は「参加申込（参加者名）：SAGA ものすごフェスタ 11 デザイン PR ブース企画・運営業務委託」とすること

⑤ 提出部数 各 1 部

⑥ 参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 23 日（金）までに通知する。

（4） 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

・別添 2 の「評価基準」の審査項目を確認の上、企画内容及び実施体制等が分かるように説明すること。

イ 見積書（任意様式）

② 受付期間 令和 7 年 5 月 28 日（水） 17 時まで（必着）

③ 提出先 上記（2）の③に同じ

④ 提出方法 郵送又は持参・簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る

⑤ 提出部数 5 部（書面）

⑥ 企画提案書作成の留意点

（5） 審査会の実施

① 日 時 令和 7 年 5 月 30 日（金）午前予定

② 実施方法 事前に提出した企画提案書等に基づいて書類での審査を実施。
※質疑応答を実施する場合があるため、当日は回答対応ができるようにすること。

（6） 審査基準

審査員は、県が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。

① 審査項目 別添2「評価基準」のとおり

② 結果通知 すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。

6 契約に関する事項

(1) 契約候補者

県は、審査において評価点の最も高い者を最優秀者として、本業務委託に係る契約候補者とする。また、最低基準点をあらかじめ定め、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀者を選定する。

なお、最優秀者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀者とする。

ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

① 契約候補者が、本企画コンペの参加要件を満たさないこととなったとき

② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき

③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、別添業務委託仕様書に記載の委託上限額を超えないものとする。

(3) 契約内容及び実施条件

企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ると。

(5) 契約保証金

当該契約に係る100分の10以上に相当する額。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額して契約を締結する場合がある。

① 契約候補者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

② 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

7 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(3) 本企画コンペに係る企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。

- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画コンペ参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに8の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

8 問い合わせ先

佐賀県産業労働部産業政策課（担当：関口、西岡）

住所：840-8570 佐賀市城内1-1-59

Mail：sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp